



発行 東京都

目次

117

規則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第八十五号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項第六号中「附則第七条第二項第五号」を「附則第七条第二項第六号」に改める。

附則に次の一項を加える。

18 第四十条の八の二第二項（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五項において準用する場合を含む。）の規定については、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第十四条に規定する委託納付に係る通知について準用する。

「 法人事業税

別記様式中 第三十一号様式 地方法人特別税更正・決定等通知書 を

法人都民税

「 法人事業税

第三十一号様式 特別法人事業税 更正・決定等通知書 に、第三十一号の三様式

地方法人特別税

法人都民税

法人事業税・地方法人特別税申告期限延長申請の 承認 通知書 を 第三十一号の三様式 却下

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税申告期限延長申請の 承認 通知書 に、 第三十一号の四様式 法人事業税・地方法人特別税申告期限延長特例承認の 取消 通知書 を

第三十一号の四様式 法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税申告期限 延長特例承認の 取消 通知書 に、

「 法人事業税

第三十七号の二様式 地方法人特別税徴収猶予 許可 通知書 を

法人都民税

「 法人事業税

第三十七号の二様式 特別法人事業税 徴収猶予 許可 通知書 に、

法人都民税

「 法人事業税

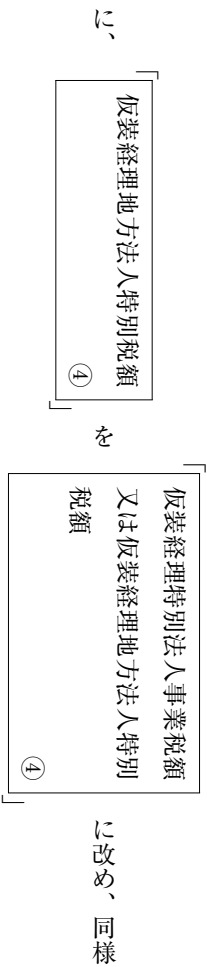
第百八十七号様式 地方法人特別税台帳 を

法人都民税

第111条第1項第1号「事業税及び」や「事業税、特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法に規定する」及び「地方法人特別税にあつては」や「特別法人事業税にあつては」「法人事業税」とあるのは「特別法人事業税」と、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方人特別税にあつては」である。

「仮装経理事業税額」
 第111条第1号第1号「仮装経理事業税額」
 仮装経理事業税額

「仮装経理事業税額」
 仮装経理事業税額
 仮装経理事業税額
 仮装経理事業税額
 「法人事業税」や「法人事業税・特別法人事業税」
 仮装経理事業税額



第111条第1項第1号「事業税及び」や「事業税、特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法に規定する」である。

第111条第1号第1号「事業税及び」や「事業税、特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法に規定する」である。

第111条第1号第1号「あて」や「宛」及び「法人事業税」や「法人事業税・特別法人事業税」及び「及び」や「及び特別法人事業税又は」である。
 第111条第1号第1号「法人事業税」や「法人事業税・特別法人事業税」である。
 第111条第1号第1号(2)の1及び第111条第1号第1号(2)の2を次のように改め

| | |
|---|---|
| <p>別記第三十七号中の「事業税 法人特別税」を「事業税・特別法人事業税又はは」と改め、同様式備考一中「事業税、特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する」を加える。</p> <p>別記第五十七号様式中「旧の本店」と「旧の本店等」と「存続・」及び「<input type="checkbox"/>存続<input type="checkbox"/>ひびぬる。</p> | <p>「法人事業税 特別法人事業税」 と「法人事業 税」</p> <p>「法人事業税 特別法人事業税」 と「法人事業 税」</p> <p>「法人事業税 特別法人事業税」 と「法人事業 税」</p> <p>別記第二百八十七号様式中「事業税、特別法人事業税」の次に「特別法人事業税、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する」を加える。</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>別記第二百八十五号様式（ニ）中「事業税」を「特別法人事業税、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する」を加える。</p> <p>別記第二百二十一号様式（丙）中「事業税・」を「事業税・特別法人事業税・」及び「地方法人特別税 事業税・」事業税・」に改め、同様式備考一中「事業税、」の次に「特別法人事業税、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する」を加える。</p> <p>附則 (施行期日) 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の東京都都税条例施行規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分この規則の施行の日以後に納税義務が発生した者に課すべき自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則の様式（一）の規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の</p> | <p>別記第二百八十八号様式(ニ)中「事業税 地方法人特別税」を「特別法人事業税 地方法人特別税」</p> <p>別記第二百八十五号様式（ニ）中「事業税」を「特別法人事業税 地方法人特別税」</p> <p>別記第二百二十一号様式（丙）中「事業税・」を「事業税・特別法人事業税・」及び「地方法人特別税 事業税・」事業税・」に改め、同様式備考一中「事業税、」の次に「特別法人事業税、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する」を加える。</p> |
|---|---|

修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

